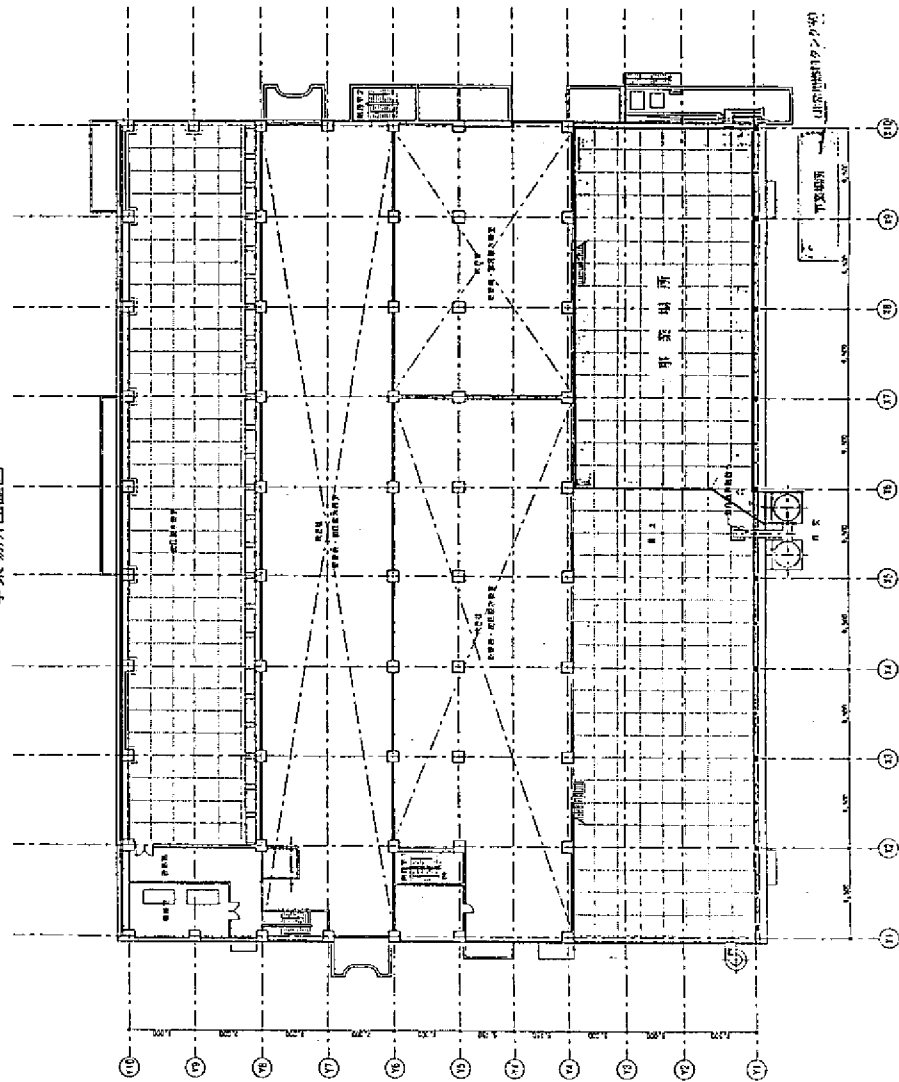


第5条第1項の事業場所は、東京都水道局金町浄水場内の添付資料1に示す場所とする。ただし、建設用資機材置場その他契約の履行に付随して必要となる事業場所については、必要な面積等を協議会で協議した上で、別途甲が指定する。

添付資料1
金町浄水場常用発電PFIモデル事業
事業場所位置図



別紙 2 (第8条関係) 基本仕様

- 1 基本性能
次表のとおりとする。

平常時	完成検査時	性能検査時	測定条件
電力供給能力	8,720 kW (4,360 kW)	8,124 kW (4,062 kW)	34℃
蒸気供給能力	22,600 MJ/h (11,300 MJ/h)	22,600 MJ/h (11,300 MJ/h)	
最大発電効率	35%以上	35%以上	15℃
最大総合エネルギー効率	65%以上	65%以上	15℃
電力供給停止時			
電力供給能力	10,500 kW (5,250 kW)	10,000 kW (5,000 kW)	34℃ 送出蒸気なし

- 注 1 電力供給能力とは、コージェネレーションシステムにより発生することが可能な電力から、その発電に必要な所内電力を除いたものをいう。
 2 電力供給停止時とは、東京電力株式会社から電力が供給されない時及び金町浄水場の特別高圧受電設備の事故等により東京電力株式会社から電力の供給を受けることができない時をいう。
 3 平常時とは、電力供給停止時以外の時をいう。
 4 総合エネルギー効率とは、常川燃料のエネルギー量（低位発熱量換算）に対する平常時の供給電力及び供給蒸気のエネルギー量の比率をいう。
 5 ()内の数値は1台分の能力を示す。
 6 平常時における電力供給能力及び蒸気供給能力は同時に達成するものとする。
 7 最大発電効率は、送出蒸気量を0とした場合（発電電力最大時）の値を、最大総合エネルギー効率は、送出蒸気最大時の値を示す。

- 2 機器仕様 添付資料2のとおり
- 3 システムフロー図 添付資料3のとおり
- 4 単線結線図 添付資料4のとおり

- 5 耐震性
排水処理所建屋屋上の事業場所における設計震度は次のとおりとする。
 (1) 設計水平震度 0.6以上
 (2) 設計垂直震度 0.3以上

別紙 3 (第13条及び第14条関係) 基本日程等

- 1 第13条第3項の基本日程は、添付資料5の基本日程表のとおりとし、詳細日程は、協議会で定めるものとする。ただし、必要がある場合は、基本日程表にかかわらず、甲及び乙の工事が競合する日程を協議会で定めることができる。この場合において、協議会で定めた日程は、基本日程表に記載されたものとみなす。

なお、同表において、甲が施行する金町浄水場排水処理所北側補強工事で行う防水工事及び燃料タンク室整備工事の日程と、乙が行う基礎工事並びに機器据付及び試運転調整の日程とが競合する部分については、甲及び乙が互いに協調して工事を行うものとする。

- 2 第14条第2項の工事は、次に掲げるものとする。
 (1) 排水処理所建屋補強工事（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく補強工事）
 (2) 排水処理所建屋屋上整備工事
 ア 防水工事
 イ 既設設備撤去工事
 (3) 排水処理設備更新工事
 (4) 燃料タンク室整備工事（掘削を行った場合の通路整備、埋設物があった場合の撤去及び土壌改良が必要な場合の改良作業を含む。）
 (5) 運転員の厚生施設の整備工事
 ア 便所
 イ 洗面所
 ウ シャワー室
 エ 給湯室
 (6) 階段及び出入口扉の整備工事
 (7) 事業場所を区画するフェンスの設備工事
 (8) 既設の煙突本体（事業場所以外の煙突を除く。）の耐震補強工事
 (9) 凝縮水の貯留設備、送水ポンプ等の付帯設備工事
 (10) 原料水用配管、排水管及び高圧ケーブルの布設工事
 (11) 系統連係、高圧配電盤設置等の電気設備工事
 (12) 既設の管理室等排水処理所建屋の防音工事

別紙 4 (第17条関係) 完成検査の項目

第17条第1項の項目は、次に掲げるものとする。

- 1 平常時における供給能力
電力及び蒸気について、いずれも外気温度34℃における基本仕様で定める能力を満たすこと。
- 2 東京電力株式会社からの電力供給停止時における供給能力
電力について、外気温度34℃における基本仕様で定める能力を満たすこと。
- 3 環境指標値
第40条第2項の環境指標値を満たすこと。

なお、完成検査時における外気温度が34℃未満の場合は、協議会において作成する性能曲線(外気温度対出力特性図)により換算した完成検査時の外気温度における供給能力をもって供給能力を満たすものとするができる。

別紙 5 (第17条関係) 運営仕様

1 平常時

(1) 供給条件

- ア 電力
- | | | |
|----------|---------|------------------------|
| (7) 供給電圧 | 6.6kV | ただし、電圧調整範囲は、運用協定で定める。 |
| (8) 周波数 | 50Hz | ただし、周波数調整範囲は、運用協定で定める。 |
| (9) 配電方式 | 交流3相3線式 | |
- イ 蒸気
- | | | |
|----------|----------------|--|
| (7) 供給圧力 | 0.98MPa (ゲージ圧) | |
| (8) 供給温度 | 飽和温度 | |

(2) 凝縮水の返送条件

- ア 返送圧力 2.2kPa (給水タンク入口における圧力)
- イ 返送温度 運用協定で定める。

なお、乙は、甲から返送された凝縮水が乙の責に帰すべき事由以外の事由により、協議会で定める水質を継続的に下回る場合は、凝縮水の返送を受けないことができる。

(3) 電力及び蒸気供給の運用条件

乙は、甲が要求する蒸気を供給条件に従って供給しつつ、次に掲げる運用の基本原則によりコージェネレーションシステムによる発生電力からその発電に必要な所内電力を控除したすべての電力を供給条件に基づいて供給するものとする。

なお、コージェネレーションシステムの運転モード等の詳細については、運用協定で定める。

ア 甲と東京電力株式会社との受電契約は、特別高圧季節別時間帯別電力選択約款(以下「選択約款」という。)によるものとする。

イ 乙は、選択約款で規定される昼間時間(日曜日及び祝日を除く。以下「昼間時間」という。)において、甲の蒸気需要に相当する蒸気を供給し、甲の電力負荷の範囲内で、この蒸気供給時において供給できる最大の電力を供給すること。

ウ 乙は、選択約款で規定される夜間時間並びに日曜日及び祝日(以下これらを「夜間時間等」という。)で、甲の蒸気需要がある場合は、甲の電力負荷の範囲内で、この蒸気供給時において供給できる最大の電力(ただし、発電機のうち1台を運転することにより甲の蒸気需要に相当する蒸気を供給することができるときにあっては、発電機のうち1台を運転することにより供給できる最大の電力)を供給すること。

エ 夜間時間等においては、甲の蒸気需要がない限り、コージェネレーションシステムを原則として停止すること。ただし、夜間時間等で甲の蒸気需要がない場合にあっては、契約電力(14,280kW)を超えて甲が東京電力株式会社からの電力供給を受けるおそれのあるときは、乙は、コージェネレーションシステムを運転し、供給できる最大の電力を供給すること。

オ 乙は、東京電力株式会社の系統へ逆流しないよう、蒸気の供給を維持したまま電力供給量を低減すること。

(4) 蒸気熱量の計量及び算出

ア 乙は、乙の負担により、蒸気の熱量及び凝縮水の熱量を計量する装置並びにこれらの差を演算するための装置を設置する。

イ 乙が甲に対して供給する熱量は、乙が供給する蒸気の熱量から凝縮水の熱量を控除したものである。

2 東京電力株式会社からの電力供給停止時

(1) 供給条件

- ア 供給電圧 6.6kV ただし、電圧調整範囲は、運用協定で定める。

- イ 周波数 50Hz ただし、周波数調整範囲は、運用協定で定める。
- ウ 配電方式 交流3相3線式

(2) 基本運用

- ア 乙は、乙の電気設備を甲の電気系統から解列し、発電機を単独運転する。
- イ 甲及び乙は、運用協定に従い、各々の設備点検を行い安全確認を行う。
- ウ 甲及び乙は、緊密に連絡調整を行い、運用協定で定める負荷投入スケジュールに従い、甲は、負荷を投入し、乙は、力率を適正に保持しながら供給電力を増加させる。
- エ 甲は、コージェネレーションシステムからの受電後、速やかに原料水の供給を行う。この場合において、乙は、甲の帰すべき事由により原料水の供給を受けられないときは、コージェネレーションシステムの運転を停止することができる。
なお、詳細は、運用協定で定める。

3 都市ガス供給停止による発電不能時

(1) 供給条件

- ア 供給電圧 6.6kV ただし、電圧調整範囲は、運用協定で定める。
- イ 周波数 50Hz ただし、周波数調整範囲は、運用協定で定める。
- ウ 配電方式 交流3相3線式

(2) 基本運用

乙は、コージェネレーションシステムの運転をいったん停止し、甲及び乙の設備点検及び安全確認を行った後、運用協定に基づき発電するものとする。

(3) 非常用燃料の保有に関する条件

運用協定で定める。

4 定期検査時

(1) 供給条件

- ア 供給電圧 6.6kV ただし、電圧調整範囲は、運用協定で定める。
- イ 周波数 50Hz ただし、周波数調整範囲は、運用協定で定める。
- ウ 配電方式 交流3相3線式

(2) 基本運用

乙は、コージェネレーションシステムの運転を一部停止し、定期検査を行う。

(3) 定期検査の時期

甲及び乙は、停止計画に基づき、協議の上、甲の電力需要に応じ、契約電力を超えて甲が東京電力株式会社からの電力供給を受けるおそれのない期間を、定期検査の実施時期として選定するものとする。

なお、詳細は、運用協定で定める。

別紙 6 (第22条関係) 取合場所における設備

第22条第1項の設備は、次表に掲げるものとする。

	甲が設置し、維持する設備	乙が設置し、維持する設備
電力	-	発電機遮断器盤 電力量計
蒸気	-	管理区分用バルブ 熱量計
凝縮水	-	管理区分用バルブ 熱量計
原料水	管理区分用バルブ 量水器	-
排水	管理区分用バルブ	-
制御信号	-	制御信号中継端子盤

- 第25条の補給電力契約は、東京電力株式会社が自家発補給電力Bの電気供給約款として定める契約内容に相当するものによるものとし、その契約電力は、2,700kWとする。ただし、東京電力株式会社がこの契約電力による契約を締結することを承諾しない場合は、可能な範囲においてできるだけ近い契約電力とすることができる。
- 甲は、補給電力契約の締結に伴い、東京電力株式会社との間における特別高圧電力契約の標準電圧を154,000Vに、契約電力を14,280kWに変更する。
- 甲の設備の更新のため、補給電力契約及び特別高圧電力契約の双方又は一方を見直す必要が生じた場合は、甲及び乙は、事前に協議を行い、それらの契約を変更するものとする。

別紙 8 (第30条関係) 料金の請求の様式

電力及び蒸気料金請求書

請求日	年 月 日	
支払期限	年 月 日	
供給期間	年 月 日から 年 月 日まで	
請求額	円	
請求内訳	電力料金	基本料金 円 × 日 従量料金 円
	蒸気料金	基本料金 円 × 日 従量料金 円
	消費税相当額	円 5% (1円未満の端数切捨て)

電力及び蒸気供給契約書 (約款第30条) に基づき、上記料金を請求します。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都 代表者 東京都公営企業管理者 様 水道局長	東京都江東区豊洲二丁目1番1号 金町浄水場エネルギーサービス株式会社 代表取締役
---	--

印

(注) 基本料金の減額等が生じた場合は、その根拠となる資料 (様式随意) を添付する。

電力及び蒸気料金請求書（供給量内訳）

別紙

項	目	指針値等	検針日	備考
電力	前回指針 (a)	k Wh	年 月 日	
	今回指針 (b)	k Wh	年 月 日	
	今回供給量 (b - a = c)	k Wh		
	前回指針 (d)	k Wh	年 月 日	
	今回指針 (e)	k Wh	年 月 日	
	差 (d - e = f)	k Wh		
	供給電力量 (c - f)	k Wh		
蒸気	前回指針 (g)	MJ	年 月 日	
	今回指針 (h)	MJ	年 月 日	
	差 (g - h = i)	MJ		
	前回指針 (j)	MJ	年 月 日	
	今回指針 (k)	MJ	年 月 日	
	差 (j - k = l)	MJ		
	供給熱量 (i - l)	MJ		

別紙 9（第31条関係）料金改定の方法

- 1 用語の意義
この別紙において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれに掲げるものとする。
 (1) 公共料金 水道料金、下水道料金又は都市ガス料金
 (2) T-1年度及びT+1年度 基本料金の改定にあっては料金を改定する年度及びその翌年度、従量料金の改定にあっては公共料金の改定が実施された日の属する年度の翌年度及び翌々年度
 (3) T-1年度及びT-2年度 T-1年度の前年度及び前々年度
 (4) 新公共料金単価 公共料金の改定後の公共料金の単価（基本料金にあっては月額を、従量料金にあっては公共料金の算定の単位当たりの料金の額をいう。以下同じ。）
 (5) 旧公共料金単価 公共料金の改定前の公共料金の単価
 (6) 使用量実績 水道料金の改定に伴う影響額の算出に用いるものにあつては原料水の、下水道料金の改定に伴う影響額の算出に用いるものにあつては下水道の使用量実績
 (7) 電力販売額実績 乙が供給した電力に係る従量料金（消費税相当額を除く。）として契約書に基づき甲に請求した額の算式において示す年度における実績
 (8) 蒸気販売額実績 乙が供給した蒸気に係る従量料金（消費税相当額を除く。）として契約書に基づき甲に請求した額の算式において示す年度における実績
 なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 電力及び蒸気の基本料金の改定
 (1) 改定方法
 基本料金及び従量料金計算書（添付資料6。以下「計算書」という。）に掲げる各年度の電力基本料金の額及び蒸気基本料金の額を基準として、(2)アからオまでに掲げる運転維持費を構成する各要素の指標（以下「指標」という。）の対前年の変動率に基づき、各年度の4月1日以降の基本料金を改定する。改定後の基本料金の額は、計算書に掲げるT-1年度の電力基本料金の額及び蒸気基本料金の額に、それぞれT-1年度の改定に係る改定率及びT-1年度以前に行つた改定の際に用いた改定率のすべてを乗じて算出した額とする。
 なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 (2) 指標
 指標の値は、次に掲げる運転維持費を構成する要素について、それぞれに掲げるものによる。
 ア 定額点検費 T-1年度の1月に発行される「毎月勤労統計調査結果速報」（労働省）に掲載されている前年の賃金指数（事業所規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）
 イ 労務費 T-1年度の1月に発行される「毎月勤労統計調査結果速報」（労働省）に掲載されている前年の賃金指数（事業所規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）
 ウ 修繕費 T-1年度の1月に発行される「物価指数月報」（日本銀行）に掲載されている前年の国内卸売物価指数
 エ 委託作業費 T-1年度の1月に発行される「毎月勤労統計調査結果速報」（労働省）に掲載されている前年の賃金指数（事業所規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）
 オ 解体費用 T-1年度の1月に発行される「物価指数月報」（日本銀行）に掲載されている前年の国内卸売物価指数

(3) 改定率の算出方法

次の算式により算出する。
改定率 = $1 + \left[\frac{\text{計算書に掲げる各要素のT年度の額} / \text{計算書に掲げるT年度の固定費用総額}}{\text{各指標の対前年変動率}} \right]$

3 電力及び蒸気の従量料金の改定

(1) 改定方法

公共料金の改定（水道料金における呼び径の適用区分の変更及び水道料金若しくは下水道料金率区分の変更を含む。）が実施された場合は、T年度及びT+1年度の4月1日に、それぞれ従量料金を改定する。

改定後の従量料金の単価の額は、電力及び蒸気それぞれについて、改定前の従量料金の単価の額に、公共料金の改定に伴う影響額を電力に係るものと蒸気に係るものとに割り振った従量料金改定額に基づいて算出した従量料金単価改定額を加えた額とする。

算出に使用する使用量実績、電力販売額実績、蒸気販売額実績、電力供給量実績及び蒸気供給量実績については、平成13年度をT年度とする改定に当たっては、これらに代えて、計算書中これらに相当する項目の項に掲げる値及び額を用いるものとする。

なお、従量料金改定額又は従量料金単価改定額に1銭未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り捨てるものとし、従量料金単価改定額が0円0銭となった場合は、改定を行わない。

(2) 公共料金の改定に伴う影響額の算出

ア 影響額 (T-1年度分) = $\sum \{ (\text{新公共料金単価} - \text{旧公共料金単価}) \times \text{T-2年度の使用量実績} \}$ (T-2年度の公共料金の改定が実施された日に応ずる日以後のもの)

イ 影響額 (T年度分) = $\sum \{ (\text{新公共料金単価} - \text{旧公共料金単価}) \times \text{T-2年度の使用量実績} \}$

注1 算式の(イ)は、公共料金の基本料金及び従量料金の料率区分ごとに算出した額を合計することを表す。この場合において、使用量実績は、公共料金の基本料金に係る影響額の算出にあつては月数と、公共料金の従量料金に係る影響額の算出にあつては各料率区分に該当する使用量実績とする。5(ウ)及び6においても同様とする。

2 同一年度内に複数回の公共料金の改定が実施された場合は、影響額は、それぞれの改定について算出した影響額の合計とする。この場合において、使用量実績は、次の公共料金の改定が実施される日の前日までの実績（日割計算によるものを含む。）とする。5(ウ)及び6においても同様とする。

(3) 影響額の電力及び蒸気の従量料金改定額への割振り

ア 電力従量料金改定額 (T-1年度影響分) = 影響額 (T-1年度分) $\times \frac{\text{T-2年度の電力販売額実績} / \text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}{\text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}$

イ 電力従量料金改定額 (T年度影響分) = 影響額 (T年度分) $\times \frac{\text{T-2年度の電力販売額実績} / \text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}{\text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}$

ウ 蒸気従量料金改定額 (T-1年度影響分) = 影響額 (T-1年度分) $\times \frac{\text{T-2年度の電力販売額実績} / \text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}{\text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}$

エ 蒸気従量料金改定額 (T年度影響分) = 影響額 (T年度分) $\times \frac{\text{T-2年度の電力販売額実績} / \text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}{\text{T-2年度の電力販売額実績} + \text{T-2年度の蒸気販売額実績}}$

(4) 従量料金改定額の従量料金単価への換算

ア 電力従量料金単価改定額 (T-1年度影響分) = 電力従量料金改定額 (T-1年度影響分) / T-2年度の電力供給実績

イ 電力従量料金単価改定額 (T年度影響分) = 電力従量料金改定額 (T年度影響分) / T-2年度の電力供給実績

ウ 蒸気従量料金単価改定額 (T-1年度影響分) = 蒸気従量料金改定額 (T-1年度影響分) / T-2年度の蒸気供給実績

エ 蒸気従量料金単価改定額 (T年度影響分) = 蒸気従量料金改定額 (T年度影響分) / T-2年度の蒸気供給実績

(5) 改定後の従量料金単価の算出

ア 改定後電力従量料金単価 (T年度) = 改定前 (T-1年度) の電力従量料金単価 + 電力従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)

イ 改定後電力従量料金単価 (T+1年度以降) = 改定後電力従量料金単価 (T年度) - 電力従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)

ウ 改定後蒸気従量料金単価 (T年度) = 改定前 (T-1年度) の蒸気従量料金単価 + 蒸気従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)

エ 改定後蒸気従量料金単価 (T+1年度以降) = 改定後蒸気従量料金単価 (T年度) - 蒸気従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)

注 ア及びウにおいて、T-2年度に公共料金の改定が実施された場合は、改定前 (T-1年度) の電力従量料金単価及び改定前 (T-1年度) の蒸気従量料金単価が

ら、それぞれT-2年度に算出した「電力従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)」及び「蒸気従量料金単価改定額 (T-1年度影響分)」を差し引いて算出する。

4 都市ガス料金単価の相違等による従量料金の改定

(1) 計算書の作成に使用した都市ガス料金の単価 (1m³ 圧力10.1、3kPa及び温度0℃換算時) につき31.8円と乙が実際に契約した都市ガス料金の単価とが異なつた場合は、営業運転開始日に公共料金の改定が実施されたものとして、乙が実際に契約した都市ガス料金の単価を新公共料金単価と、都市ガス料金モデル単価を旧公共料金単価とみなして3に準じて電力及び蒸気の従量料金を改定する。

(2) 営業運転開始日までに水道料金又は下水道料金の改定が実施された場合は、営業運転開始日に公共料金の改定が実施されたものとして、営業運転開始日における単価を新公共料金単価と、この契約の締結日における単価を旧公共料金単価とみなして3に準じて電力及び蒸気の従量料金を改定する。

5 運営期間の終了に伴う従量料金の改定

(1) 運営期間が終了する日の属する年度の前年度に公共料金の改定が実施された場合

3(2)イの使用量実績並びに3(4)の電力供給実績及び蒸気供給実績については、それぞれのT-2年度の4月1日から運営期間が終了する日に応ずる日までの実績（日割計算によるものを含む。）を用いて、3に準じて算出する。ただし、3(6)イ及びエを除く。

(2) 運営期間が終了する日の属する年度に公共料金の改定が実施された場合

運営期間終了後に、甲は、次の算式により算出した公共料金の改定に伴う影響額を乙に支払うものとする。

乙が当該改定に伴う影響額を甲に支払うものとする。
影響額 = $\sum \{ (\text{新公共料金単価} - \text{旧公共料金単価}) \times \text{公共料金の改定が実施された日} \}$ から運営期間が終了する日までの使用量実績

6 運営期間中の契約解除に伴う措置

この契約が第45条、第46条、第47条、第48条又は第49条の規定に基づいて公共料金の改定が実施された後に解除された場合で、この契約が解除されたことにより従量料金の改定が行われなかったときは、甲は、次の算式により算出した支払額を乙に支払う。ただし、新公共料金単価が旧公共料金単価を下

回る場合は、乙が当該改定に伴う支払額を甲に支払うものとする。

支払額 = $\sum \{ (\text{新公共料金単価} - \text{旧公共料金単価}) \times \text{公共料金の改定が実施された日} \}$ から電力及び蒸気の供給を停止した日までの使用量実績

7 補助金交付に伴う基本料金の改定
補助金(地域新エネルギー等普及促進対策費補助金)が乙に交付された場合は、交付された補助金に相当する額について、平成13年度の4月1日から運営期間が終了する日に応ずる日までの基本料金を減額する。この場合において、基本料金の算出は、次の方法による。
なお、補助金の交付後に、甲が補助金の全部又は一部を新エネルギー・産業技術総合開発機構に返還する必要があるが生じた場合は、別途甲乙間の協議により、返還額、返還方法、返還時期等を定めるものとする。

(1) 補助対象資産の圧縮記録が認められる場合
ア 補助金交付額に応じて添付資料8に掲げる対象資産額を減額し、添付資料8に掲げる算出根拠に基づいて減価償却費、固定資産税額及び都市計画税額を算出する。
イ 補助金交付額に応じて添付資料8に掲げる長期借入金(以下「借入金」という。)の当初元本額を減額し、添付資料8に掲げる算出根拠に基づいて毎年ウ ア及びイに基づき、添付資料7の事業収支計画表の再計算を行い、各年度に係る再計算後の事業収支計画表の経常利益と再計算前の事業収支計画表の経常利益との差額を、各年度の基本料金減額分とする。ただし、平成13年度については、平成12年度及び平成13年度に係る再計算後の事業収支計画表の経常利益と再計算前の事業収支計画表の経常利益との差額を、基本料金減額分とする。
エ 改定後の基本料金の額は、補助金に係る乙の事務経費を労務費に計上して再計算した計算書の年間基本料金の額から、ウの基本料金減額分を控除して算出した額を年度内の日数で除して得た額とする。

(2) 補助対象資産の圧縮記録が認められない場合
別途甲乙間の協議により、基本料金の減額方法を定めるものとする。

8 運転開始日が遅れた場合
理由のいかんを問わず、運転開始日が平成12年10月3日より遅れた場合は、甲及び乙は、計算書中平成12年度及び平成13年度の間に掲げる経費の額、供給量、使用量及び年度内の日数を必要に応じて増減し、協議の上、計算書及び事業収支計画表(以下「計算書等」という。)を改定し、改定後の計算書等に基づいて料金の改定を行う。この場合において、計算書等における第5.1条第1項第1号若しくは第2項第1号の規程に基づいて損害賠償の請求を妨げず、改定後の計算書の請求を妨げず、改定後の計算書等に基づく料金の改定は、第3.1条第2項第3号の規定に基づき料金の改定と同時に進行することができる。

別 紙 10 (第32条関係) 原料水の条件

第32条第1項の条件は、次のとおりとする。

1 水質

項 目	最大値	平均値
pH	7.1	6.9
塩素イオン	49.3mg/l	29.9mg/l
電気伝導率	418μS/cm	269μS/cm
溶性ケイ酸	22mg/l	21mg/l
ナトリウム	34mg/l	2.2mg/l
カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	105mg/l	68.9mg/l
溶存酸素	12.6mg/l	10.0mg/l
濁度	0度	0度

2 圧力 0.196MPa (ゲージ圧)

別紙 11 (第36条関係) 運転管理体制

1 運転管理に従事する者の勤務体制

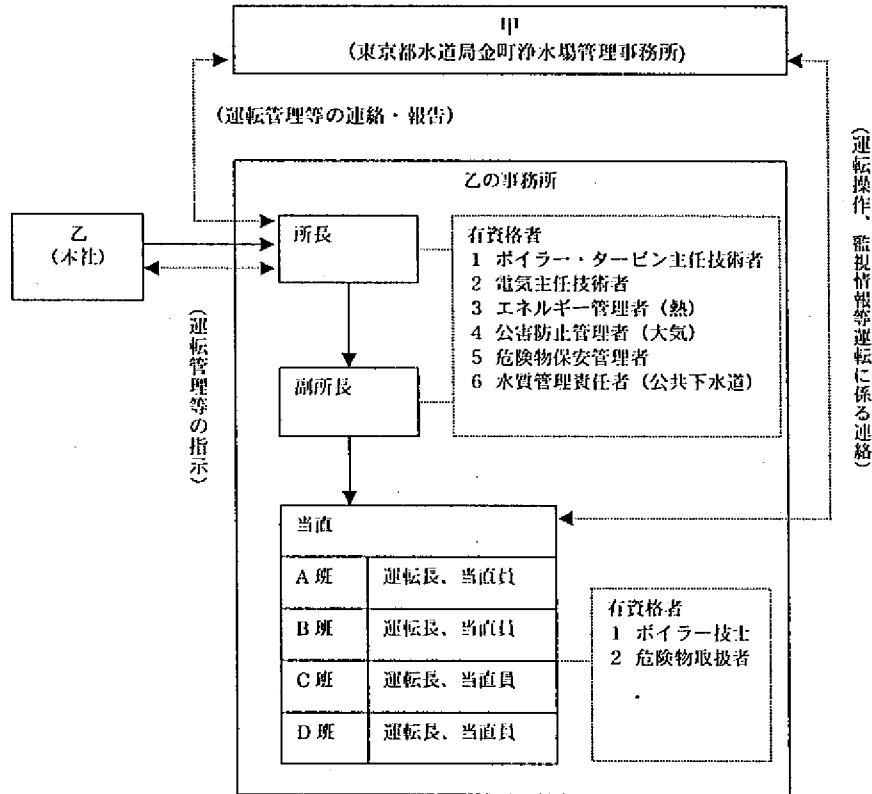
- (1) 事務所を統括する所長及び設備の運営、維持、管理、労務等を統括する副所長を下図のとおり設ける。
- (2) コージェネレーションシステムの運転は、常時監視運転とし、4班2交替の運転体制とする。
- (3) コージェネレーションシステムの運転上必要が生じたときは、甲及び乙が協議を行い(1)及び(2)の体制を変更することができるものとする。

2 運営に関する協調

コージェネレーションシステムの運営に関する協議内容については、運用協定で定める。

3 資格者の配置

乙又は乙の事務所に適用される法令に従って、下図のとおり有資格者を配置する。



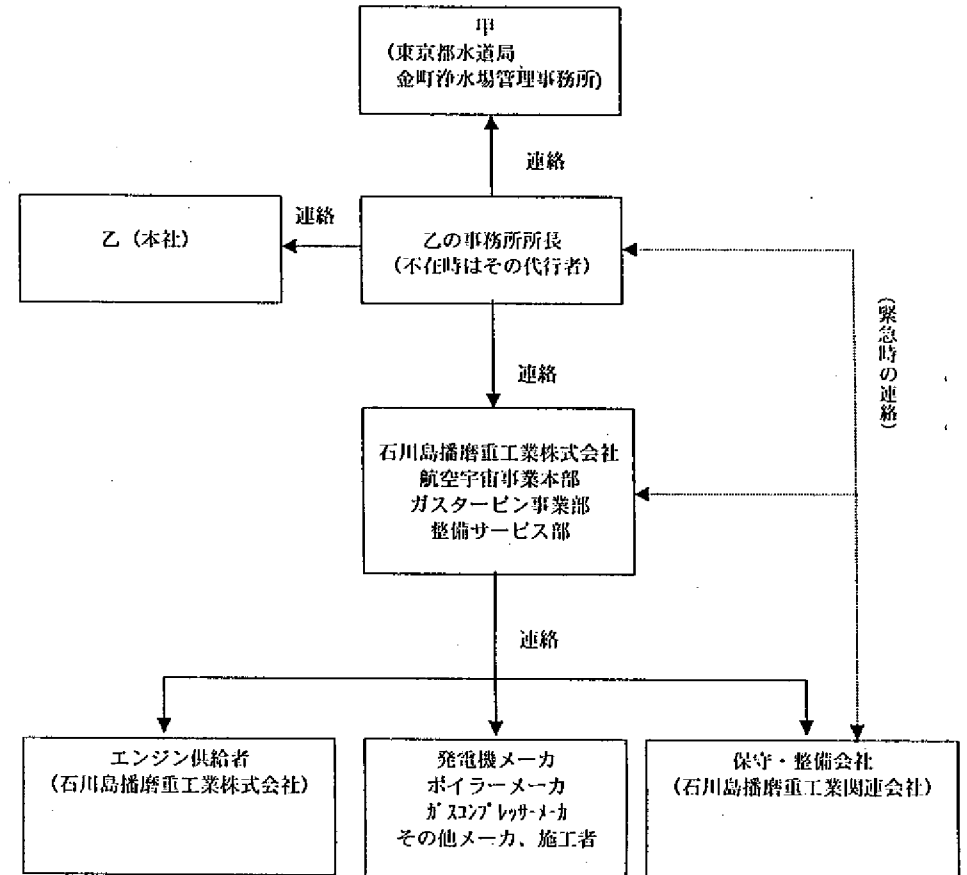
別紙 12 (第36条関係) 保全管理体制

1 乙のコージェネレーションシステムに係る緊急時の対応窓口には、乙の事業所の所長 (事業所の所長が不在の時は、その代行者) が当たる。

2 事務所の所長は、金町浄水場の運転に支障を来たすおそれのある事故等の場合は、甲の担当部に速やかに連絡するとともに、被害の防止及び縮小に努める。また、必要に応じて石川島播磨重工業株式会社航空宇宙事業本部ガスタービン事業部整備サービス部に連絡し、事故に係る箇所の補修等を行い、設備の早期復旧に努める。

3 緊急時の連絡網の体制表 (昼間及び夜間それぞれについて、関係者の氏名、所属、電話番号、連絡順等を記載したもの) を準備する。

4 緊急時の連絡系統図



第40条第6項の方法は、次のとおりとする。

なお、計算に使用する各排出原単位、1次エネルギー換算値及びボイラ効率等の値については、協議会で定めるものとし、甲が東京電力株式会社から供給を受ける電力量年間実績値については、甲が乙に提示するものとする。

1 窒素酸化物濃度の測定には、乙の設置する窒素酸化物酸素分析計を使用する。

2 年間窒素酸化物削減率は、次式により計算する。

年間窒素酸化物排出量

$$= \text{甲が東京電力株式会社から供給を受けた電力量の実績値} \times \text{窒素酸化物排出原単位} \\ + \text{乙の都市ガス消費量の実績値} \times \text{窒素酸化物排出原単位} \quad \text{①}$$

コージェネレーションシステムを導入しない場合の年間窒素酸化物排出量(想定値)

$$= (\text{甲が東京電力株式会社から供給を受けた電力量の実績値} + \text{乙が甲に供給した電力量の実績値}) \times \text{窒素酸化物排出原単位} \\ + (\text{乙が甲に供給した蒸気熱量の実績値} / \text{都市ガス1次エネルギー換算値} / \text{ボイラ効率}) \\ \times \text{窒素酸化物排出原単位} \quad \text{②}$$

$$\text{年間窒素酸化物削減率}(\%) = (\text{②} - \text{①}) / \text{②} \times 100$$

3 年間二酸化炭素削減率は、次式により計算する。

年間二酸化炭素排出量

$$= \text{甲が東京電力株式会社から供給を受けた電力量の実績値} \times \text{二酸化炭素排出原単位} \\ + \text{乙の都市ガス消費量の実績値} \times \text{二酸化炭素排出原単位} \quad \text{①}$$

コージェネレーションシステムを導入しない場合の年間二酸化炭素排出量(想定値)

$$= (\text{甲が東京電力株式会社から供給を受けた電力量の実績値} + \text{乙が甲に供給した電力量の実績値}) \times \text{二酸化炭素排出原単位} \\ + (\text{乙が甲に供給した蒸気熱量の実績値} / \text{都市ガス1次エネルギー換算値} / \text{ボイラ効率}) \\ \times \text{二酸化炭素排出原単位} \quad \text{②}$$

$$\text{年間二酸化炭素削減率}(\%) = (\text{②} - \text{①}) / \text{②} \times 100$$

4 敷地境界におけるコージェネレーションシステムの騒音及び暗騒音は、乙の用意する騒音計により測定する。

5 年間総合エネルギー効率は、次式により計算する。

$$\text{年間発電効率}(\%) = \text{乙が甲に供給した電力量の実績値} / \text{乙の都市ガス消費量の実績値} \\ \times 100 \quad \text{①}$$

$$\text{年間熱効率}(\%) = \text{乙が甲に供給した蒸気熱量の実績値} / \text{乙の都市ガス消費量の実績値} \\ \times 100 \quad \text{②}$$

$$\text{年間総合エネルギー効率} = \text{①} + \text{②}$$

第44条第3項第2号の事項は、次のとおりとする。

- 1 乙は、平成11年9月3日に商法上の株式会社として適法に設立されていること。
- 2 乙の現時点での発行済株式総数は1,200株で、うち720株を石川島播磨重工業株式会社が、240株を清水建設株式会社が、240株を電源開発株式会社が、それぞれ保有していること。
- 3 2に記載された乙の株主(以下「乙の株主」という。)は、この契約を履行するための資金調達を目的として、それぞれが保有する乙の株式を金融機関に対して譲渡し、又は担保権を設定するときは、事前にその旨を甲に書面により通知し、かつ、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを遅滞なく甲に提出すること。
- 4 3に規定する場合を除き、乙の株主は、この契約が期間満了により終了するときまで、又は期間の途中で解除されるときまで、それぞれが保有する乙の株式を、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、乙の株主以外の者に譲渡し、又は担保権を設定しないこと。
- 5 乙の株主は、契約書第50条第1項に規定する乙の原状復帰義務(以下「原状復帰義務」という。)及び原状復帰義務の不履行に基づく損害賠償債務について、これを保証し、乙と連帯してその責を負うこと。乙の株主は、それぞれ原状復帰義務を乙に代わって自ら履行し、又は甲が認める第三者に履行させること。
- 6 乙の株主は、契約書第51条第2項第1号及び第52条第1項に基づく乙の甲に対する損害賠償義務を保証し、乙と連帯してその責を負うこと。ただし、甲が契約書第17条第3項の規定に従って完工確認書を発行した時以後に発生したものを除く。

別紙 15 (第50条関係) 本件設備の残存価値の算定方法

第50条第2項の方法は、次の額をもって本件設備の残存価値相当額とする方法とする。

- この契約が営業運転開始日から起算して20年を経過する日が属する年度の前年度以前に終了した場合にあっては、この契約を締結した時点において基本料金の算定に用いた本件設備の貸借対照表上の簿価(基本料金及び従量料金計算書(添付資料6)減価償却費の項の合計額をいう。)から、営業運転開始日が属する年度からこの契約が終了した日の属する年度までの同項の合計額(同項のこの契約が終了した日の属する年度の欄の額を12で除して得た値にこの契約が終了した日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて算出した額を除く。)を控除した額
- この契約が営業運転開始日から起算して20年を経過する日が属する年度に終了した場合にあっては、1の額から、乙がこの契約を締結した時点において原状復帰義務の履行のための費用として予定した金額に当該年度の4月からこの契約が終了した日の属する月までの月数の当該年度の4月から営業運転開始日から起算して20年を経過する日が属する月までの月数に対する割合を乗じて得た額を控除した額

別紙 16 (第51条関係) 供給があったものとみなす電力及び蒸気供給量

1 電力及び蒸気供給計画(年度計)

平成12年度

月	電力供給量 (MWh)	蒸気供給量 (GJ)
4	0	0
5	0	0
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	3,895	795
11	4,493	1,945
12	4,976	2,457
1	4,768	2,518
2	4,968	2,094
3	5,128	1,866
年合計	28,229	11,675

平成13・14年度

月	電力供給量 (MWh)	蒸気供給量 (GJ)
4	4,528	3,596
5	3,740	1,104
6	4,083	1,363
7	4,118	1,230
8	3,741	1,483
9	3,626	1,423
10	3,866	1,574
11	4,406	3,849
12	4,781	4,861
1	4,607	4,981
2	4,802	4,142
3	5,003	3,690
年合計	51,301	33,296

平成15年度

月	電力供給量 (MWh)	蒸気供給量 (GJ)
4	4,331	6,538
5	3,663	2,008
6	3,984	2,478
7	4,028	2,237
8	3,633	2,697
9	3,523	2,587
10	3,821	2,862
11	4,245	6,998
12	4,434	8,838
1	4,262	9,056
2	4,507	7,531
3	4,763	6,708
年合計	49,195	60,538

別紙 17 (第51条及び第52条関係) 遅延損害金及び損害金の算定方法

- 1 第51条第2項第1号の遅延損害金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 補給電力契約に基づいて電力の供給を受けたことにより東京電力株式会社に対して支払うことを要する基本料金の額から同契約に基づく供給を全く受けない場合の基本料金の額を控除した額と補給電力契約に基づき供給を受けた電力量について東京電力株式会社に対して支払うことを要する従量料金の額から当該電力量についてこの契約に基づき乙から電力の供給を受けることとした場合の従量料金に相当する額を控除した額との合計額
 - (2) 補給電力契約の契約電力と甲が東京電力株式会社と締結する特別高圧電力契約の契約電力との合計電力を超過して東京電力株式会社から電力の供給を受けることにより東京電力株式会社から請求される違約金に相当する額
 - (3) 別紙18に規定する経費に相当する額

- 2 第52条第1項の損害金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 補給電力契約に基づいて電力の供給を受けたことにより東京電力株式会社に対して支払うことを要する基本料金の額から同契約に基づく供給を全く受けない場合の基本料金の額を控除した額と補給電力契約に基づき供給を受けた電力量について東京電力株式会社に対して支払うことを要する従量料金の額から当該電力量についてこの契約に基づき乙から電力の供給を受けることとした場合の従量料金に相当する額を控除した額との合計額
 - (2) 契約解除の日の翌日から甲が東京電力株式会社との補給電力契約を解約し、かつ、特別高圧電力契約の契約電力を変更するまでの期間に発生する、補給電力契約の契約電力と特別高圧電力契約の契約電力との合計電力を超過して東京電力株式会社から電力の供給を受けることにより東京電力株式会社から請求される違約金に相当する額
 - (3) (2)の期間に係る別紙18に規定する経費に相当する額
 - (4) 甲が施行する工事に要した費用(甲の固定資産管理台帳に固定資産として記載されたもの)にあっては、この契約が解除された日に同台帳に記載されている価額)及びその撤去費用に相当する額

別紙 18 (第51条関係) スラッジの加温又は発生土の乾燥を行うための経費の算出方法

第51条第2項第4号のスラッジの加温又は発生土の乾燥を行うための経費に相当する額は、次に掲げる額とする。

甲が別に締結する「排水処理施設運転管理作業委託契約」を基準として、排水処理を延長した時間に応じた委託料に相当する額。ただし、乙が蒸気を供給できなくなった事由と同一の事由により発生土が売却できない場合にあっては、甲が別に締結する「発生土処分作業委託契約」を基準として、発生土の量に応じた委託料に相当する額と埋立処分料に相当する額との合計額

別 紙 19 (第52条関係) 損害金の算定方法

1 第52条第2項の損害金の額は、次に掲げる額の合計額から本件設備の時価を控除した額とする。

- (1) この契約が解除された日までに乙の株主が拠出した出資金に相当する額
- (2) この契約を履行するために乙が融資銀行又は乙の株主から借り入れた資金の元本残額に相当する額
- (3) 本件設備の撤去費用に相当する額
- (4) この契約の解除に起因して乙に生じるすべての相当な費用に相当する額(次に例示するものを含む。)
 - ア この契約が解除された日の翌日から乙が(2)に掲げる額を受領した日までの間に生じる借入金経過利息及び遅延損害金に相当する額
 - イ 期限前弁済により生じる手数料に相当する額
 - ウ この契約等の解除に起因して乙が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金に相当する額

2 甲は、1(2)に掲げる額については、この契約が解除された後に行う乙の請求(融資銀行名(取扱支店を含む。)及び融資残高の詳細を明記されたもの)を甲が受領した日の翌日から起算して14日以内に、1(1)、(3)及び(4)に掲げる額の合計額から本件設備の時価を控除した額については、当該額の確定後に行う乙の請求(出資金額及び各費用項目の明細並びに本件設備の時価相当額の算出根拠を明記したもの)を甲が受領した後速やかに、乙に支払うものとする。

別 紙 20 (第52条関係) 清算金の算定方法

第52条第3項の清算金の額は、次に掲げる場合に応じて、それぞれに掲げる額とする。

- 1 この契約が第48条の規定により解除された場合
法令変更の直前又は許認可等の効力が失われる直前の時点における本件設備の貸借対照表上の簿価に相当する額から、この契約の解除時における本件設備の時価に相当する額(ただし、時価を算定することができない場合にあつては、この契約の解除時における本件設備の簿価の100分の5に相当する額)を控除した額
- 2 この契約が第49条の規定により解除された場合
不可抗力事由の発生直前の時点における本件設備の貸借対照表上の簿価に相当する額から、この契約の解除時における本件設備の時価に相当する額(ただし、時価を算定することができない場合にあつては、この契約の解除時における本件設備の簿価の100分の5に相当する額)を控除した額

別紙 21 (第55条関係) 甲が指定する保険契約

1 第55条第1項の保険契約は、次に掲げるものとする。

(1) 普通火災保険

- ア 付保対象 本件設備
- イ 付保する期間 運営期間
- ウ 保険金額(補償額) 再調達価格相当額

(2) 施設賠償責任保険

- ア 付保対象 本件設備による事業活動に伴う法律上の賠償責任(排水処理所に係る損害賠償を含む。)
- イ 付保する期間 運営期間
- ウ てん補限度額(補償額)
 - (7) 対人 1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上
 - (8) 対物 1事故当たり20億円以上
- エ 免責金額 なし

(3) 機械保険

- ア 付保対象 本件設備
- イ 付保する期間 運営期間
- ウ 保険金額(補償額) 再調達価格相当額
- エ 免責金額 1事故当たり300万円

(4) 企業費用利益総合保険(利益条項)

- ア 付保対象 本件設備による操業が、事故の発生により中断された場合の喪失利益
- イ 付保する期間 運営期間
- ウ 保険金額(補償額) 年間営業利益に約定てん補率を乗じて得た額の範囲内で、事故時の予想収益復旧期間又は予想収益減少額を考慮して定める額
- エ 免責時間 事故の種類に応じて契約で定める免責時間

2 第55条第1項の期日は、第17条第3項の規定に基づき、甲が完工確認書を発行する日とする。